



三好市まちづくり 基本条例を紹介します

平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を
広く知っていただくために条例の内容について連載しています。
先月号に引き続き「第6章 行政運営の基本原則」についてご紹介
したいと思います。



「施策等の説明」ってなに？

①市は、施策や事業の企画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び効果等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

市の「説明責任」について定めたものです。説明責任とは、情報の共有や情報公開とは別に、市は施策について積極的に市民に説明する責任があるという意味です。

「重要な施策等の策定」ってなに？

①市は、重要な施策等の策定等に当たり、事前にその案を公表し、市民の意見を募り、当該意見に対する説明責任を果たさなければならない。

重要な施策などの策定の過程で、市民から広く意見を募集することを

「行政評価」ってなに？

「パブリックコメント」といいます。ここではパブリックコメントについて定めています。

①市は、効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営を行うため、客観的な行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

②前項の行政評価を行うに当たっては、市民の視点で評価を行う外部評価の方法を用いるよう努めるものとする。

行政運営の評価を実施することや、その評価方法について定めています。



「住民投票」ってなに？



①市は、市政において特に重要な事項について広く市民の意見を問う必要があるときは、住民投票を実施することができる。

②市は、住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。

③市は、住民投票を実施しようとするときは、投票権者や投票の方法等について、市民の意見が適切に反映されるよう考慮しなければならない。

④市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

政策決定に住民の意思を直接反映させる手段としての住民投票について定めています。この条例では、事案ごとに住民投票条例を制定することとしました。

.....
来月号では「第7章 条例の検証と改正」について解説していきたいと思えます。

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

◀ QRコードからアクセスできます

市営住宅入居者募集

公募抽選により入居決定する住宅【申込期限:10月31日】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野芝生第二北団地A	芝生	1		公	S54
池田中西C団地	中西	1		公	S50
山城下川団地	下川	1		公	S52
山城下名2号団地	下名	2		公	S57
山城西宇1号団地	西宇	1		公	H3
山城伊予川団地	信正	4		公	H9

随時入居申し込みが可能な住宅（先着順により入居決定）

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
山城永美団地	下川	2	○	特	H7
山城伊予川団地	信正	1	○	特	H9
山城川口団地	引地	1	○	特	H12
山城下名1号団地	下名	1	○	公	S51
西祖谷一宇団地	一宇	3	○	公	S60
西祖谷一字第2団地	一宇	2	○	特	H8
西祖谷一字第2団地	一宇	2	○	公	H8
西祖谷西岡団地	西岡	1	○	特	S62
西祖谷第2西岡団地	西岡	6	○	公	H4
西祖谷榎団地	榎	3	○	特	S53
西祖谷榎団地	榎	1	○	公	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一宇	5	○	貸	H13
東祖谷和田第1団地	和田	5	○	公	S53
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公	S53
東祖谷名頃団地	菅生	1	○	特	S53
東祖谷落合第2団地	落合	2	○	公	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

入居を希望される方は10月31日（水）までにお申し込みください。随時入居申し込みが可能な住宅もあります。詳しくはお問い合わせください。

■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）
- ② 障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）
- ③ 子育て世帯（同居者に小学校就学前の子供のいる世帯）

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下（前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください）

■ 貸付住宅の所得基準 入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市管理課	(電話 72-7681)
三野地区	三野総合支所	(電話 77-4804)
井川地区	井川総合支所	(電話 78-5001)
山城地区	山城総合支所	(電話 86-1111)
西祖谷地区	西祖谷総合支所	(電話 87-2273)
東祖谷地区	東祖谷出張所	(電話 88-2896)

耐震診断をしませんか

一 三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。

地震被害を少なくするためにも既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。診断を希望する住宅の所有者は、指定の診断申込書によりお申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。

【募集戸数】40戸
【自己負担金】3000円
【対象となる木造住宅】
三好市に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物

▼徳島県木造住宅耐震診断、耐震改修マニュアルに記載されている耐震診断対象建築物

■ 木造住宅耐震改修について

倒壊する可能性が高い・可能性がある。と診断された木造住宅の耐震改修に対し補助金を交付します。

【補助金額】

改修工事費の3分の2（平成24・25年度に限り特例措置として上限90万円）

■ 簡易な耐震化リフォーム 工事に最大60万円の補助

簡易な耐震化工事や耐震ベッドまたは耐震シェルフターを設置する工事およびリフォーム工事に最大60万円の補助金を交付します。

【対象となる木造住宅】

▼昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
▼耐震診断で評点が1・0未満の木造住宅

【募集戸数】20戸（先着順）

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市建設部管理課
電話 72-7681

連載 地域おこし協力隊

活動報告

16

三好百年蔵

藪下敬太

山笑う 人笑う

上條由紀子

秋の紅葉も落ち着き、協力隊就任後、2回目の冬を迎え暖かいコタツにみかんがたまらない季節が到来しました。

さて、私は12月2日に三好市の国指定有形文化財の百年蔵で音楽イベントを企画させて頂きました。今回のゲストは無印良品、進研ゼミのコマーシャルからバンクーバーオリンピックの応援ソングまで手がけられているトクマルシューゴさんをお招きし、開催いたしました。



トクマルシューゴさんのライブには県内外から120人ものお客様が来られ、蔵の雰囲気とマッチするトクマルさんや他のバンドの演奏を存分に楽しめました。

音楽は私たちの一番身近な存在であり、楽器から鳴る音だけが音楽ではなく、子供が笑う声、石が転がる音、川のせせらぎ、全てが音楽になりうることをトクマルシューゴさんは教えてくれる。そんなアーティストで、まさに三好市には素敵は音楽が溢れています。

皆様も自然に耳を傾け、音と楽しむような日々を過ごしてみたいかがでしょうか。

少しだけ日常が楽しくなると私は三好の音を感じて、実感させられました。日々の小さい幸せは、そんなかすかな所から私たちを照らしてくれるような気がします。

大阪出身の渡邊です。

前回の市報にも書きましたが、大好きな春が来ました。ある方に教えていただいたのですが、「山笑う」というらしいです。三好市にいますと、まさになるほど思っています。

こんなすばらしい自然があるのに、地元の方とお話すると、「三好には何にもないから」とよく言われます。

何も無いんじゃないかと、あまりに素晴らしい物が多すぎて目に入っていないだけだと思えます。それが証拠に、新しい事に向けて頑張ってるしゃる個人やグループの方と何人にもお会いしました。

その方たちとお話すると、皆さんその事を楽しんで笑って取り組んでいらっしやいます。いろんな会に参加されたりして、情報の収集にも努めてもらっしやいます。やりたい事がどう

したら出来るかを考えている方たちばかりです。

皆さん素晴らしい方たちで、今度そのグループのお手伝いを始めます。あまり詳しくは書けません。三好市の特産品の開発や販売のお手伝いになります。アーティストや素晴らしい映像を撮ってくれる仲間もいますし、大阪時代にやっていた飲食関係のキャリアが活かされればなんとかなるでしょう。

少しでも、頑張っている方が笑ってくれば大成功です。



